



平成 28 年 8 月 8 日

各 位

上場会社名 中央魚類株式会社
代表者名 代表取締役会長 伊藤 裕康
(コード番号 8030 東証第二部)
問合せ先責任者 取締役計算部部長 鎌倉 照敏
(TEL 03-3541-2500)

改善・再発防止策に関するお知らせ

平成 28 年 4 月 14 日付「当社の連結対象子会社における不適切な会計処理についての調査結果に関するお知らせ」において、再発防止策を公表しているところですが、今回関係各位との協議をふまえ、対処すべき問題点を分析し、下記の通り対応する改善・再発防止策をとりまとめましたので、お知らせいたします。

記

1. グループ会社全体のコンプライアンス意識の向上

コンプライアンスに関しては、市場関連子会社 4 社（柏魚市場㈱、千葉中央魚類㈱、オーシャンステージ㈱、中央小揚㈱）については当社業務監査室が、又、㈱ハウスイ（以下、ハウスイという。）及び関連子会社 3 社（㈱水産流通、㈱中央フーズ、㈱せんにち（以下、せんにちという。））については、当社業務監査室とハウスイ監査室で各子会社の社長並びに管理部門へせんにちの不祥事を踏まえ説明し、コンプライアンス意識の向上を促しました。コンプライアンス研修については、コンプライアンス説明資料（当社作成の食品信頼性確保・向上等に関する行動規範、倫理行動チェックリスト）を、当社業務監査室とハウスイ監査室が子会社全職員に平成 28 年 5 月～6 月に配布し、コンプライアンスの周知徹底をしました。今後も定期的に最低年一回は継続します。

2. 子会社経理部門担当者への教育

せんにちの経理担当者（管理本部長、経理課長、経理担当 3 名）への教育はせんにちの顧問税理士事務所の所員から勉強会の形で平成 28 年 5 月にスタートし、更に平成 28 年 8 月から月 2 回半年間、それぞれの能力を補強するため、外部の講習を受講する予定です。又、ハウスイについては、平成 28 年 8 月の時点で経理担当者の専門知識の不足分を確認した上で、知識の補強を図る為、適切な外部機関にて受講させます。当社については、子会社の経理業務担当者を平成 28 年 8 月には外部講習等に出席させ、日常経理業務から決算業務までの能力アップを図って行きます。

3. 今回のせんにち不祥事を踏まえた類似事象のチェック（平成 28 年 5 月に実施済）

市場関連子会社は、

- 一 売掛金、買掛金などで通常の取引以外ではない相手先がないか、
- 一 仮払金で支出された適用項目は適正か、精算されずに滞留しているものはないか、
- 一 特定のひとりの社員のみで業務が完結されていないか、
- 一 社内規則、業務処理要領などで決められたチェック機能（二重チェック体制）が働いているか、

各項目ごとに今後も当社の業務監査時にチェックし継続する予定です。ハウスイ関連子会社に関しては、ハウスイ監査室に経理関係の業務監査時に上記内容を継続チェックする様、平成 28 年 7 月初めに指示しました。

4. 業務監査・内部統制監査・内部通報制度の強化 (業務監査)

当社営業部に対する業務監査に加え、千葉中央魚類（株）の業務監査を平成 28 年 7 月に実施しました。この業務監査は当社管理部門などの全部門及び全子会社の営業部門、管理部門などの全部門を対象

に順次実施・継続します。人数体制は、当社の業務監査人員2名と9月に設置予定している新部署の「関係会社管理部」（仮称）の応援を予定しています。業務監査は各部門の業務遂行にあたっての違法性及び合理性の観点より実施します。

（内部統制監査）

当社業務監査室が当社及び全子会社（8社）を対象に実施します。

（内部通報制度）

当社とハウスイの内部通報制度はそれぞれ独立形態で施行されていた為、ハウスイ関連子会社の情報が当社には十分に伝達されない状態にありました。これを改善する為、平成28年5月にハウスイを含む子会社の内部通報先に当社業務監査室を情報伝達ルートの窓口として追加しました。これにつき当社全役職員に対してはメール並びに当社掲示板にて通達し、市場関連子会社4社に対しては、当社業務監査室が各社長宛にその内容を文書にて通達し、又、ハウスイ関連子会社3社に対しては、当社業務監査室がハウスイ監査室に同行の上、幹部職員に詳細な説明を行っております。（平成28年5月から6月に実施済）。

5. 当社「調査特別委員会」の設置・運用（平成28年7月に設置済）

平成28年6月10日に当社にて開催されたコンプライアンス委員会提言に基づき調査委員として3名を選任しました。本委員会は、㈱千日総本社からの事業譲受時点に遡り事業買取価格の妥当性、事業の一部譲受の理由及び従業員雇用基準に関して総合的な原因究明作業を早急に実施し、さらに、“何故”事業譲受初年度から不正が発生し、“何故”その不正が3年にも亘り、“何故”そうした不正を発見・是正出来なかったのか、年末まで本調査を継続します。「調査特別委員会」は7月4日に設立し調査を開始しました。会議の頻度は、週2~3回で、10月前半には当社代表者会（出席者は当社会長、社長、副社長）に中間報告を予定しています。

6. 「関係会社管理規程」を作成整備

「関係会社管理規程」は、平成28年12月までに作成し、平成29年4月から運用します。「関係会社管理規程」には、目的、定義、管理機構、関係会社業務、人事、議決権の行使、合議・承認事項、報告事項、業務監査、指導・育成を規定し、これにより運用して行きます。この「関係会社管理規程」作成には、当社と各子会社との既存の規程集の調整に時間を要します。又、その運用については、業態の異なる子会社もある為、「関係会社管理規程」を作成後、当社及び全子会社にその内容を周知徹底し、新事業年度（平成29年4月）より運用します。当社の「関係会社管理規程」作成・運用されるまでの期間においては、関係会社を管理する新部署を9月に設置し、その人員は兼任を含め2名程度とする予定です。その新部署（関係会社管理部-仮称）と当社業務監査室により、定期的に監査を行い子会社業務監査の頻度を高めて行きます。

7. 当社グループ会社関連定例会議

現在行われている定例会議は下表の通りです。

	グループ社長会	グループ会議	MH会
会議目的	前月業績報告及び当月業績予想報告等	四半期業績報告並びに財務報告等	主に共通の課題について協議等
開催時期	年8回（四半期 決算翌月を除く）	年4回（四半期 決算翌月）	月2回
参加者	当社： 会長、社長、副社長、常務、取締役、 監査役 グループ8社： 会長、社長、取締役	当社： 会長、社長、副社長、常務、取締役、 執行役員、監査役 グループ8社： 会長、社長、財務担当者	当社： 会長、社長、副社長、常務 ハウスイ： 会長、社長 以上の2社

これらの各会議において、上記会議の目的に加えて、それぞれの子会社における現在進行形の社内審議事項や営業面及び管理面における問題点等を確認事項とし、各社長へ報告を求め、ハウスイ並びにせんにちについては、それぞれの改善・再発防止策の進捗状況報告を求めます。（平成28年8月から実施）これにより、各経営者レベルのコンプライアンス意識を高めます。

8. 今後の対応

せんにちに対しては、せんにちの改善・再発防止策の進捗状況を9月中に確認し、せんにちの事業内容が他の子会社とは異なる事から、当社の直接の内部監査あるいは子会社化等による直接管理を検討します。又、ハウスイについては、当社として同社の経営に対する十分な牽制機能が発揮できる役職者の年内の異動を含めた組織改革を検討中です。

以上の改善・再発防止策の対応スケジュールの実施については新設予定の関係会社管理部（仮称）が管理していく予定です。

今後このようなことを二度と起こさないように、グループ会社全体で上記に記載致しました改善・再発防止策を着実に遂行し、再発防止に努めて行く所存です。なにとぞご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以 上